

## 慶弔見舞金の贈呈規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会（以下「協会」という。）の会員会社に所属する警備員等が、その職務遂行中危害又は災害を受けた場合並びに協会の役員及び会員の代表者（以下「代表者等」という。）に慶弔、見舞等が必要な場合における慶弔見舞金等の贈呈について必要な事項を定めることを目的とする。

(警備員等に対する弔慰金等の贈呈)

第 2 条 警備員等に対する弔慰金等は、次のとおり贈呈するものとする。

- (1) 死亡した場合 3 万円及び柩等（1 万円以内）並びに弔電
- (2) 重度障害を受けた場合 3 万円以内

(慶弔金等の申請)

第 3 条 代表者等は、所属警備員に弔慰金等の贈呈理由が発生したときは、速やかに別記様式により会長に申請するものとする。

(弔慰金等の贈呈手続)

第 4 条 前条の申請を受けた場合、会長は、第 2 条の規定に基づき弔慰金の金額を決定し、速やかに贈呈の手続をとるものとする。

(代表者等の慶弔見舞金等)

第 5 条 会員が、創立記念式典を開催する場合は、会長名により祝電を贈るものとする。

- 2 会員の代表者等が疾病により概ね 30 日以上入院加療又は在宅療養し、若しくはこれらが予想される場合は、見舞金（1 万円）を贈呈するものとする。
- 3 会員の代表者等が死亡したときは、次のとおり弔意を表わす。
  - (1) 葬儀等への参列
  - (2) 弔電
  - (3) 香典等（3 万円）
  - (4) 柩等（1 万円以内）
- 4 会員の代表者等の配偶者又は 1 親等の血族が死亡したときは、会長名による弔電を贈るものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和 59 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、昭和 63 年 6 月 16 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 8 年 2 月 1 日から実施する。

別記様式

平成 年 月 日									
社団法人 大阪府警備業協会会長 殿  申請会社  代表者名  <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">弔慰金等贈呈に関する申請書</p>									
職 階		氏 名							
		生年 月日	大正 昭和 年 月 日						
殉職又は傷病の発生した年月日 平成 年 月 日									
殉職又は事故の発生した当時の状況	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> </table>								
被贈呈者の住所・氏名、本人との続柄	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">本人との続柄</td> </tr> </table>			住所			氏名	本人との続柄	
住所									
氏名	本人との続柄								
添付書類	①診断書（写）      ②事故報告書      ③その他必要書類								
その他参考事項	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 100px;"></td></tr> </table>								